

松江市人権施策推進基本方針(第三次改定)(案)に対する パブリックコメント(意見募集)について

1 趣旨

松江市人権施策推進基本方針の第三次改定にあたり、市民等の意見、情報を考慮して政策形成を図ることを目的として、「松江市パブリックコメント実施要綱」の規定に従い、パブリックコメント(意見募集)を実施するもの。

2 意見募集期間(予定)

令和 6 年 10 月 28 日(月)から令和 6 年 11 月 29 日(金)まで

3 意見募集の対象

- ・松江市に住所のある方
- ・松江市に事務所又は事業所を有する法人・団体
- ・その他、松江市の人権施策に関わりのある個人又は法人・団体

4 掲出・閲覧場所

- ・松江市ホームページ
- ・市役所本庁舎行政資料コーナー
- ・人権男女共同参画課(松江市白潟本町 43 市民活動センター3 階)
- ・各支所

5 意見募集に関する主な資料

- ・松江市人権施策推進基本方針(第三次改定)(案)
- ・人権に関する市民意識調査報告書(令和5年度調査)

6 意見提出方法

- ・郵送、電子メール、FAX、人権男女共同参画課へ直接
※ 障がいのある方等、上記の方法によりがたい場合は個別対応
- ・住所、氏名等を記載のうえ提出(住所、氏名等個人情報の公表はしない)

7 意見の取扱いと公表

- ・提出された意見とその意見の検討結果、市の考え方等を取りまとめ、ホームページで公表する(個人が特定される情報は公表しない)。